

令和6年第1回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和6年3月4日（月曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下憲一	2番 渡邊初治	3番 菅原貴子
4番 渡邊啓子	5番 斎藤信一	6番 松本昇
7番 本多保夫	8番 佐原佐百合	9番 鈴木康広
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長兼総務課長	押山正弘
住民福祉部長	作田純一	産業建設部長	菅野昭裕
政策推進課長	鈴木真一	税務課長	菊地健
住民生活課長	後藤隆	健康福祉課長	安田春好
産業課長	藤田良男	建設課長	杉原仁
環境保全課長	伊藤寿夫	会計管理者兼出納室長	菊地美和
教育総務課長	橋本哲夫	生涯学習課長	渡辺雅彦
農業委員会事務局長	神野藤浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第1号から議案第34号）

議案第1号 令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（12月専決）

議案第2号 令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1月専決）

議案第3号 大玉村監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第4号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

- の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 税外収入の督促及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 大玉村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 大玉村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 大玉村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 大玉村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 大玉村総合福祉センターさくらにおける指定管理者の指定について
- 議案第 20 号 大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場における指定管理者の指定について
- 議案第 21 号 令和 5 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 22 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 23 号 令和 5 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 24 号 令和 6 年度大玉村一般会計予算について
- 議案第 25 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 26 号 令和 6 年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- 議案第 27 号 令和 6 年度大玉村土地取得特別会計予算について
- 議案第 28 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計予算について
- 議案第 29 号 令和 6 年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 30 号 令和 6 年度大玉村水道事業会計予算について

議案第 3 1 号 令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計予算について

議案第 3 2 号 区長等の委嘱について

議案第 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 3 4 号 村道路線の認定について

施政方針並びに提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。3月定例会が招集されましたところ、出席ご苦勞さまでございます。定足数に達しておりますので、令和6年第1回大玉村議会定例会を開会いたします。

なお、環境保全課長伊藤寿夫君、午前中業務の都合により併任書記三瓶隆弘君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付の通りです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番齋藤信一君、6番松本昇君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和6年第1回3月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る2月29日午前9時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案34件で、その内容は、専決処分2件、条例改正案16件、補正予算案3件、当初予算案8件、人事案件2件及びその他3件、合わせて34件であります。

以上のことから、会期につきましては、本日3月4日から15日までの12日間と決定をいたしました。

また、会期日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日 4日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、施政方針並びに提案理由の説明、請願・陳情の委員会付託、委員会（付託事件の審査）

3月 5日 議案調査のため休会

3月 6日 本会議 一般質問 6名

3月 7日 本会議 一般質問 2名、議案第1号から議案第20号までの議案審

議

- 3月 8日 本会議 令和6年度予算議案に対する総括質疑、令和6年度予算議案の委員会付託、委員会
- 3月 9日 休会
- 3月10日 休会
- 3月11日 委員会（付託事件の審査）
- 3月12日 委員会（付託事件の審査）
- 3月13日 大玉中学校卒業式のため午前中休会
午後 委員会（付託事件の審査）
- 3月14日 午後 委員会（付託事件の審査）
- 3月15日 本会議 議案第21号から議案第34号までの議案審議、付託事件の委員長審査報告、審議、選挙管理委員及び同補充員の選挙、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、3月8日の総括質疑は、令和6年度予算議案についての質疑です。先例により、質問者は、原則、自らの所属する常任委員会の予算項目以外の質疑内容とし、予算書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう申合せをしたとおりですので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、定期監査の報告について、例月出納検査の報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、説明員の報告についてであり、内容は配付しました報告のとおりですので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第1回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますことを感謝申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（押山義則） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第1号から議案第34号まで一括上程いたします。
事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木裕也） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、村長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本日、第1回村議会定例会の開催に当たり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、令和6年度の村政運営に関する私の所見の一端と重点事務事業についての基本的な施策方針を申し上げ、村民の皆様をはじめ議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

まず、初めに、このたびの令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

正月早々の甚大な災害を目の当たりにして、災害は時と場所を選ばず突然に発生するということを改めて思い知ると同時に、普段の備えの大切さを改めて感じたところであります。

東京電力第一原子力発電所事故から今月で13年が経過します。昨年の8月にはALPS処理水の海洋放出も開始されたことから、さらなる福島の復興に向けた風評対策の強化など、引き続き関係機関とともに国に対して強く要望してまいります。

まずは、社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている燃油高騰及び物価高騰等に関しては、国・県の動向を注視し、村が行うべき各種支援策について、引き続き必要な対策を講じてまいります。

また、令和3年度に策定された第五次大玉村総合振興計画に基づき、10年、20年後も自立する村づくりのための各種施策に取り組み、引き続き取り組んでまいります。

昨年は、友好交流都市協定を結んでいるマチュピチュ村の村長ご一行をお迎えし、交流を深めることができました。今後も両村の交流が着実に進化するよう努めてまいります。

さらに、日本看護協会の前会長の福井トシ子さんに大玉村名誉村民の称号を贈呈させていただきました。現在は、国際医療福祉大学大学院副大学院長兼教授を務められており、大玉村出身者のご活躍は村にとって大きな誉れとするところであります。

令和5年度において執行された主な事業は、各種住宅取得支援補助制度などによる定住人口増加対策、持続可能な農業支援、健康長寿の村づくり、交通手段確保を図るためのデマンドタクシー運行、保育料の完全無料化の継続、小中学校給食費への補助、

ICT教育の推進等であり、新年度も引き続き取り組んでまいります。

また、交通の利便性を高めるとともに、企業誘致や住宅誘導など村活性化のため、令和3年度に着手したスマートインターチェンジ設置に引き続き取り組むとともに、子育て支援センターと住民交流センターを兼ねた複合施設建設計画を進めてまいります。併せて、産業振興センター周辺の再整備の検討を進めるとともに再エネアグリプロジェクトの実効性を高めるため関係機関と協議を進めてまいります。

これらの中長期的な計画の推進と財源確保のための都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の早期策定を進めてまいります。

次に、農業を取り巻く各種課題に対応した「農業振興公社」の取り組み強化を図り、基幹産業である農業と本村の重要な資源である景観を守り、後世に伝えてまいります。

村の収益施設の指定管理者である「おおたま村づくり株式会社」への支援を強化し、直売所やお食事処たまちゃんなどの村内外の結節拠点としての機能強化を図ってまいります。

また、コロナ禍による利用者の減少とスタッフ不足が続き運営が困難となっている「アットホームおおたま」の営業形態の見直しを皆様のご意見をお聞きしながら進めてまいります。

今後もより多くの皆様方のご意見やご要望をお聞きし、「村民に日本一近い村政」を念頭に、村民が主役の「住んでよかったと思える村づくり」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

以上、申し上げました基本姿勢を踏まえ、新年度予算執行のため計画しました主な重点事務事業については、各部・課ごとに順次担当課長より説明を申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 総務部総務課関係について申し上げます。

職員の専門的知識の習得と能力の向上を図るため、「財団法人ふくしま自治研修センター」への研修派遣や、「こおりやま広域連携中枢都市圏」などが主催する研修会・講習会に積極的に派遣してまいります。

長引く物価高騰や少子高齢化の影響により、今後も行政需要が増加していくことが見込まれる中、各種事務事業に取り組む際には、財源の確保に取り組むなど引き続き厳しい財政状況にありますが、第五次大玉村総合振興計画に基づき、各種施策を積極的に推進するため、安定した各種行政サービスを継続しながら小さな自治体ならではのスケールメリットを生かすことで最小の経費で最大の効果を挙げることを念頭に健全財政の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 続きまして、総務部政策推進課関係について申し上げます。

令和3年度を初年度とする向こう10年間の第五次大玉村総合振興計画が策定されてから4年目となり、引き続き「安心・安定のむらづくり」のため、各種事業の着実な執行と「住みたくなる村づくり」、「住んでよかったと思えるような村づくり」の

ため施策の調査・研究等を積極的に進め、具体的施策を推進します。

また、併せて見直しをした「大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生の取り組みを推進し、計画・実施・評価・改善による効果を検証し、その後につなげていくPDCAサイクルでのマネジメント手法を取り入れて、人口増加や東京一極集中是正等のため、引き続き推進してまいります。

定住人口増加対策につきましては、村の最重点事業と位置づけ、SDGsの推進、子育て支援、健康長寿、保健・福祉・教育の充実、企業立地など産業振興も視野に入れ、各課との横の連携を図りながら諸施策に取り組んでまいります。

公共交通システムにつきましては、令和4年度より広域生活バス及び福祉バスをデマンドタクシーに集約統合し、さらに、朝夕は「大玉村通勤通学バス」を運行しており、今年度も引き続き実施してまいります。

村の木材を使用して建設予定の大山公民館に代わる村民の交流の場と子育て支援を目的とした複合施設「（仮称）子育て支援センター」につきましては、国の補助金確保に努めており、めどがつき次第に早期の建設を目指してまいります。

農福連携推進事業「再エネアグリプロジェクト事業」につきましても、引き続き財源の確保に向け、国・県等の補助制度を調査・研究し、より実現性を高めるための取り組みを進めてまいります。

さらに、「こおりやま広域連携中枢都市圏」及び「ふくしま田園中枢都市圏」につきましても、中心市と協約締結市町村が協力し、広域連携の強みを生かし、引き続き様々な事業に取り組んでまいります。

国内外交流につきましては、友好交流都市協定を締結している茨城県美浦村、茨城町と人・もの・情報の交流による友好関係を継続してまいります。

日本で最も美しい村連合に関する事業につきましては、令和5年度に創設しました村内の行政区や各種団体が自主的に行う美しい村づくりにつながる活動を顕彰する制度、「日本で最も美しい村づくり大賞」を今年度も引き続き実施してまいります。また、昨年度昭和村で開催した県内4町村による合同物産展を引き続き三島町で開催すべく準備を進めてまいります。

また、国外につきましては、姉妹校を締結した桃園市立大竹国民中学と大玉中学校の交流をより深めるとともに、ホームステイの受入れにも取り組んでまいります。さらに、ペルー共和国マチュピチュ村との交流事業につきましては、本年10月26日をもって友好都市協定締結10周年を迎えることから、これを記念したイベントを企画してまいります。

次に、安達地方広域行政組合の重点事務事業について申し上げます。

本年度においても、行政改革推進基本計画及び実施計画に基づく組合事務事業の効率的運営、執行を図ることとしております。

衛生関係では、救急医療体制の整備、斎場の適正な管理運営を図るとともに、病院群輪番制の推進、廃棄物の発生抑制と資源の循環的利用を推進すべく、構成市町村と連携を図り、引き続き分別の徹底と情報発信に努めることとしております。

消防関係では、専門化・高度化した消防業務に対応するため、人材育成計画に基づき資質の向上及び組織力のレベルアップを図ってまいります。また、ひとり暮らし高齢者世帯等の防火指導を積極的に行い、火災予防思想の推進を図ってまいりますとともに住民に対する応急手当普及啓発活動を積極的に展開し、さらなる救命率の向上を目指してまいります。

これらの事業を踏まえた予算は、一般会計が前年度比約0.4%減となる34億326万9,000円となりました。また、地域振興特別会計では、文化振興支援事業など288万2,000円となったところであります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 次に、総務部税務課関係について申し上げます。

村税の賦課事務については、課税客体を的確に把握し、公平公正な課税に努めてまいります。

また、徴収事務については、引き続き大玉村税等徴収嘱託員を設置し、未納者の実情把握に努めながら納税意識の醸成と自主納付を促すとともに、他の納税者との公平性の確保の点から滞納者に対しては厳正な滞納処分を適時・適切に実施し、収納率の向上と自主財源の確保を図ります。

さらに、口座振替による納税の利便性を周知し利用者の拡大を図るとともに、現金納付や遠隔地の納税者に対しては、コンビニでの納付やスマホ決済が利用できることを説明しながら納期内の適正な納税を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 次に、住民福祉部住民生活課関係について申し上げます。

交通対策につきましては、事故を未然に防止するための交通安全施設の整備を推進していくとともに、子どもやお年寄りなど交通弱者の被害をなくすための啓発運動を強化してまいります。また、引き続き高齢者の運転免許証の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故の抑止に努めてまいります。

依然として減少しない高齢者等を対象とした詐欺被害の防止に向けては、老人クラブ連合会等と協力しながら被害防止に努めてまいります。また、個人自らが行う防犯対策としての防犯カメラ等設置補助事業を継続するとともに、さらに防犯協会など地域の防犯団体等と連携を図りながら犯罪防止に努めてまいります。

近年増加傾向にある集中豪雨等の自然災害に備え、災害対策資機材の整備や備蓄品の管理などに当たり、自助、共助の基盤となる自主防災組織の支援並びに新規団体の設立推進に努めてまいります。

なお、消防活動のほか地域防災活動においても重要な役割を果たしている消防団に対しましては、引き続き環境整備や組織力の強化、連携に努め、安全で安心して暮らせる村づくりを目指してまいります。

個人番号カード交付事業につきましては、順調に交付事務が進められており、総交

付件数は約6,600件に上り、村民の約75%の方が取得している状況にあります。

なお、本年秋に予定されている健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証への移行など、今後さまざまな分野で個人番号カードの活用が期待されることから、引き続き円滑な事務処理と広報周知に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、円滑な事業運営と事務執行に努めるとともに、関係部署と連携し、高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施し、きめ細やかな個別支援等により、高齢者の多様な心身の健康問題の解消に引き続き取り組んでまいります。

新たな制度運用が開始され、7年目を迎える国民健康保険事業につきましては、福島県と村が一体となって順調に運営が図られております。将来的な目標とする保険料水準の統一化に向けて、今後もワーキンググループや市町村国保広域化連携会議等による検討を重ねてまいりますとともに、引き続き、県と連携、調整を密にし、円滑で効率的かつ安定的な国保運営の確立に努めてまいります。

以上です。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 住民福祉部健康福祉課関係の重点事務事業につきまして申し上げます。

子育て支援においては、「第2期大玉村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな成長と豊かな人間性を育む保育・幼児教育、さらには子どもたちの安全を確保する体制を強化するため、「子育て世代包括支援センター」を中心として妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援、育児不安の軽減や虐待予防に努め、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

さらに、改正児童福祉法に基づく子育て支援の新たな拠点としての「子ども家庭センター」の早期設置に向けて準備を進めてまいります。

保育所、放課後児童クラブにつきましては、委託先である社会福祉法人大玉村社会福祉協議会と連携を図りながら、安定した運営に努めてまいります。

障がい者福祉においては、令和4年6月に制定した「大玉村障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」を基本として、「第3次障がい者基本計画」、「第7期大玉村障がい福祉計画」に基づき、障がいのある方が安心して自立した生活を送れるよう支援体制を構築してまいります。さらに、「第3期大玉村障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある児童の発育・発達・教育を支援するため、各種障がい児福祉施策を引き続き進めてまいります。また、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等各分野の上位計画となる「地域福祉計画」の策定に向けた事務を進め、総括的な地域福祉の向上に取り組んでまいります。

高齢者福祉においては、現在改定作業を進めている「大玉村第10期高齢者福祉計画」・「大玉村第9期介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を進め、地域の課題解決に取り組んでまいります。また、関係部署と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業やフレイル予防

事業などを各種介護予防事業を推進してまいります。

健康長寿の推進につきましては、引き続き村の重点施策と位置づけ、大玉村健康長寿村民会議を中心として、関係機関が連携し事業を推進してまいります。

「健康ポイント事業」につきましては、ポイント対象事業を随時見直しを行いながら健康長寿推進につながるインセンティブ事業として、村民が楽しみながら取り組める事業として定着するよう関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

また、元気づくり会については、住民が各集会所などを拠点に週2回程度軽運動や筋力トレーニングなどに取り組み、地域の通いの場としての定着を目指し実施しております。引き続き新たな参加者や地区を増やしながらか健康長寿推進の主要施策として取り組んでまいります。

保険事業の推進については、「いきいきおおたま健康プラン21第2次大玉村健康増進計画」及び「第3次大玉村食育推進計画」、「第1次大玉村自殺対策計画」に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、さらに食育の推進、誰も追いつめられない社会の実現に向けて、重点事業の健康長寿推進事業と併せ展開してまいります。

また、昨年5月に感染症法上5類感染症に移行した新型コロナウイルス感染症においても、いまだ感染者が絶えない状況を注視しながら引き続き必要に応じた感染予防の啓発に取り組むとともに、総合けんしんや施設検診、人間ドッグ、PETがん検診などの一部助成を引き続き実施し、がんの早期発見と村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 続きまして、産業建設部産業課関係について申し上げます。

農業関係につきましては、原発事故後における県内の農林水産物が全国平均に比して安価な取引値で固定化している現状から引き続き県による放射性物質抽出検査への協力や簡易測定器による農作物の線量測定など、安全・安心な農作物のPRと生産体制を推進し、風評払拭に努めてまいります。

水田農業構造改革対策につきましては、令和6年産主食用米の生産目安面積配分が示され、本村の生産目安面積については731ヘクタールと前年と同面積の提示となりました。主食用米の需給バランスの安定を図るため、村独自の飼料用米に対する補助を行うなど、安定的な水田農業の経営について引き続き農家各位の理解と協力を得ながら、経営所得安定対策とともに推進してまいります。

大玉村産米のブランド化につきましては、福島大学食農学類に研究委託を行ってきた成果を公表するとともに、ブランド化推進委員会で協議を進めてきた基本構想を基にブランド米の方針策定及び販路開拓等について協議・検討を進め、大玉村産米の全体的な底上げを図る取り組みとしてまいります。

農業振興公社につきましては、本村の農業情勢等を予測・検討しながら、担い手の育成、家族農業への支援、新規就農者の受入れ体制整備、農地の集約・集積、農作業の受託等、本村農家から必要とされる事業を的確に捉え、本村の基幹産業である農業

を村と農業振興公社、関係機関が一体となって推進してまいります。

高齢化や農業者の減少により今後、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の適正利用とともに次の世代に引き継いでいくため地域での協議の場を設け、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払からなる日本型直接支払制度とも併せて検討し、関係機関と連携・協力しながら後継者・担い手育成、農地の集約・集積等の明確化に向け令和6年度内に法定化された地域計画策定に取り組んでまいります。

畜産関係につきましては、原発事故による風評被害から成る収入の減少に加え、飼料価格の高騰の固定化により大変厳しい経営状況となっていることから、各種補助制度を継続するほか、情勢を注視しながら畜産農業の持続経営の支援に努めてまいります。

堆肥センターにつきましては、令和5年度から指定管理制度による運営へ移行し、村農業振興公社により管理運営がなされております。堆肥の高品質化への取り組みや生産者部会及び運営協議会での意見を効果的に反映するなどし、運営体制をより発展的で柔軟性のあるものとし、持続可能な地域農業の推進を図ってまいります。

林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業及び広葉樹林再生事業による計画的な森林整備を行い、健全な森林管理と放射性物質の流出対策、広葉樹林の再生に努めてまいります。また、松くい虫防除事業においては、村民の方からの情報や現地調査を基に人・家屋・道路等に危害を及ぼす危険度の高い枯損木から伐倒駆除を実施し、被害拡大の防止とともに住民生活の安全確保に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣被害防止柵補助による農作物被害の防止を図るとともに、狩猟免許取得補助やICT機器を活用したわなの導入等により、イノシシを中心とした被害防止対策に努めてまいります。

商工業につきましては、商工会を通じ商工業の振興を図るとともに、物価高騰等の影響により大変厳しい経営状況となっている村内事業所等に対する支援について、引き続き社会情勢を注視し、商工会や関係機関等と連携、協力し必要な対策を講じてまいります。

また、公設民営の「あだたらの里直売所・お食事処たまちゃん・アットホームおおたま」につきましても、必要な経営支援を行うとともに、安全・安心な大玉村産農作物の提供と生産者の所得向上、観光資源としての魅力向上と住民の保養と健康増進の憩いの場を目指し、お客様の声を反映しながら健全な運営となるようおおたま村づくり株式会社・直売会等と協力し取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、引き続き寄附者から選ばれる魅力的な返礼品の開発と寄附者に対する満足度を高める手法について検討、実践し、大玉村への新規支援者の獲得と既存の支援者の顧客満足度向上の両側面について取り組み、寄附額の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 次に、産業建設部建設課関係について申し上げます。

道路改良事業につきましては、通学路の安全対策や狹隘区間の解消が求められる主要路線、さらには村の振興・発展に必要な社会基盤としての重要路線を国の交付金及び補助金等を活用しながら計画的に整備してまいります。細田・矢沢線については、細田地内の約100メートル区間に歩道を設置する道路改良舗装工事を実施いたします。宮下・高久線については、北新田地内の約110メートル区間に歩道を設置するための測量設計を実施いたします。また、狹隘区間の解消を目指して、新座・仲ノ在家線（外）については、新座地内から仲ノ在家地内までの約580メートル区間の測量調査設計を実施し、的場・三合内線については、引き続き東三合目地内から三合目地内までの約220メートル区間の測量設計を進めます。（仮称）大玉西部幹線横断道路については、南北の産業連携軸として西ノ内地内の約180メートル区間の道路改良工事を実施いたします。

道路維持事業につきましては、暮らしを支える生活道路の維持修繕に力を入れるとともに、交通安全対策についても関係機関のご意見を伺いながら推進を図り、安全な道路環境の形成に努めてまいります。

都市計画関連事業につきましては、（仮称）大玉スマートインターチェンジの整備促進に向けて令和3年度より国・県、ネクスコ東日本、村をメンバーとする会議を行っており、今年度も引き続き検討を重ね、早期の国による準備段階調査対象箇所への選定を目指します。また、スマートインターチェンジの整備に当たっては、誘発交通を生むためのまちづくりの視点が大切であることから、工業団地の整備やあだたらの里直売所周辺における地域振興施設の計画検討を併せて進めてまいります。さらに、高速道路バスストップの利活用を図るために、令和4年度より国・県、ネクスコ東日本、県バス協会、バス事業会社、二本松市、本宮市、村をメンバーとする勉強会を行っており、今年度は勉強会の継続とともに高速道路バスストップの再整備を推進するために大玉バスストップ利用促進協議会の設立を目指します。

また、住民が暮らしの豊かさを実感できるコンパクトな都市の形成を目指し、令和5年度より国道4号沿道ゾーンへの企業誘致の促進を図るための「大玉村都市計画マスタープランの一部改定」と住宅及び都市機能施設の適正な立地を図るための「大玉村立地適正化計画」の策定作業に着手しており、両計画の早期策定・公表を目指します。

住宅関連事業につきましては、空き家の利用促進と定住・移住の促進を図るため、空き家改修等支援事業を継続して実施いたします。また、安全で安心できる住生活環境を構築するため木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修支援事業、ブロック塀等撤去改善支援事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を引き続き進めてまいります。

公営住宅及び特定公共賃貸住宅につきましては、村の公営住宅等長寿命化計画に基づき適切な点検、修繕などを行い適正な維持管理に努めてまいります。

農業農村整備事業につきましては、ため池の防災・減災に向けて荒池の堤体改修を

県営土地改良事業として取り組んでおり、令和4年度からスタートした改修工事の完了を目指します。

以上でございます。

○議長（押山義則） 次に、産業建設部環境保全課関係については、環境保全課長が欠席のため、産業建設部長に説明を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 産業建設部環境保全課関係について申し上げます。

除染事業につきましては、敷地内立入り不同意等により継続保管となっている現場保管土壌について、引き続き地権者との協議を継続し、国・県とも情報共有を図りながら適切な対応を進めてまいります。また、荒池の放射性物質対策ため池詳細調査を実施し、現状を把握した上でため池管理者等と協議を図り対策を適切に進めてまいります。

再生可能エネルギーの導入促進につきましては、住宅用太陽光発電設備設置補助及び住宅用蓄電池設置補助を継続し、再生可能エネルギーの利用推進に努めてまいります。

大規模太陽光発電施設に対しては、大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例の趣旨にのっとり、本村の豊かな自然環境及び美しい景観並びに村民の安全・安心な生活環境との調和が図れるよう引き続き指導・助言に努めてまいります。

土地区画形質の変更や工作物・建築物・屋外広告物の設置等景観に影響を及ぼすおそれのある行為に対しては、大玉村ふるさと景観保護条例に基づき事業者はその趣旨や必要性を理解いただくように努め、景観の保護について協力を求めてまいります。

生活環境対策につきましては、河川水質検査を継続実施して環境対策に取り組んでまいります。大規模畜産農場に対する衛生面等の環境改善については、事業者と地元住民の方々との対話と関係機関との連携、情報共有による指導、助言を通じて改善を図ってまいります。

循環型社会形成とごみの減量化対策として、適正な分別による資源化の推進と生ごみ処理機等購入費補助を継続実施し、可燃ごみ排出低減に向け住民の方々への周知に努めてまいります。合併処理浄化槽設置補助事業につきましても、前年同様に継続して実施してまいります。

2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを目指すカーボンニュートラルに向け、イベント等の機会に村民の方々等への情報発信を安達地方広域行政組合と協力して実施するとともに、各地区のふれあいセミナーやサロン等の講座などにも積極的に参加して説明を行い、機運の醸成を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、接続加入の推進を図るとともに大山第1・玉井第2・玉井第3浄化センターの3施設について適正な管理を行い安定した事業運営に努めてまいります。また、農業集落排水事業の地方公営企業法適用に当たり、円滑な移行に努めてまいります。

水道事業につきましては、安心・安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設

等の適正な管理運営を継続してまいります。施設整備につきましては、天王下・小泉線配水管布設替工事を実施するほか、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した重要給水施設配水管事業第20回工事を実施し、耐震化を図りさらなる安定供給につなげてまいります。また、水道の新たな水源につきましては、地元住民の方々との情報共有・協議を行いながら新水源電気探査調査を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 次に、農業委員会関係について申し上げます。

農業委員会法等関係法令に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員の体制により、適切な農地転用許可の指導や助言などのほか、農地利用の集積、担い手の確保や新規就農相談業務に取り組むとともに、農地パトロール等の農地利用状況調査を基にした遊休農地解消対策等の農業・農地に関する幅広い活動を進めてまいります。

また、将来にわたり持続可能な農業経営の実現を図っていくため、担い手の確保や農地の集約化などの集落や行政区での話し合いを通じた地域計画としての人・農地プランの実質化や新規就農希望者への支援などについて、農政担当部局や大玉村農業振興公社をはじめとした関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。

「大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン」に基づき、「おおたま学園」幼・小・中一貫的教育による縦のつながりと「コミュニティ・スクール」による学校・家庭・地域の横のつながりを基盤に、地域学校協働活動との一体的な取り組みを強化しながら大玉の教育を引き続き推進してまいります。

「おおたま学園」につきましては、各校・園の独自性を生かしつつ、子どもたちを中心に据え、幼・小・中のつながりを重視して編成した教育課程により、子どもたちや教職員の積極的な交流、校種を超えた学び合いを大切にしていく幼・小・中一貫的教育の充実を図り、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた資質・能力を育む教育を推進してまいります。

特に、幼稚園教育につきましては、生き抜く力の基礎となる資質・能力の育成に向け、非認知能力を伸ばす教育を推進するため、幼児の主体的な活動を促す教育活動や幼小交流をさらに充実し、一人一人の育ちを大切に教育を推進してまいります。

個を伸ばし、確かな学力を育む教育活動の充実を図るため、おおたま学園オープンスクールの開催をはじめとした研修機会の確保により、授業の質的改善や指導力の向上により一層努めてまいります。また、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した授業の実践による児童生徒の情報活用能力の育成とデジタル・シティズンシップ教育の充実を図るため、ICT支援員の配置による学習支援や効果的な研修の実施などにより、教員の指導力向上に努めてまいります。

「コミュニティ・スクール推進事業」につきましては、地域と共に歩む学校づくり

を一層推進するため、地域学校協働本部との連携を密にしながら、子どもたちの豊かで確かな学びを支える環境づくりに努めてまいります。特に、保護者・地域住民の協働・参画を促すための情報発信及び活動内容の充実を図ります。さらに、コミュニティ・スクール委員による学校関係者評価を引き続き実施し、評価を生かした学校運営の充実・改善に努めてまいります。

安心して学べる教育環境づくりのために、小中学校へ非常勤講師及びスクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、ICT支援員、特別支援教育支援員や部活動指導員を配置し、充実したサポートを継続しながら教員の子どもと向き合う時間の確保を図るとともに、校務や行事の見直し・改善などにより教職員の働き方改革を推進してまいります。また、子育て支援策の一環として、小中学校の保護者の負担軽減を図るため、学校給食費の補助を継続実施してまいります。

さらに、幼稚園年少児（3歳児）に係るスクールバス利用について、実施に向けての体制整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 最後に、教育部生涯学習課関係を申し上げます。

令和4年2月に策定いたしました「大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン」に基づき、引き続き「地域ぐるみの学びのむらづくり」、「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」、「ふるさと文化の振興」について推進してまいります。

「地域ぐるみの学びのむらづくり」におきましては、地域住民や各種団体からの幅広い参画を得ながら「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な取り組みを強化し、地域と学校のより一層の連携・強化を推進してまいります。

さらに、「家庭教育支援事業」につきましては、家庭教育支援チームを軸として、親子参加型の事業の推進やお休みスペースを中心とした保護者が気軽に相談できる場の提供、子育て支援の広報紙となる「たまちゃんネル」の発行などを通し、教育支援に取り組んでまいります。また、家庭教育を充実させるため、県が進めております家庭教育応援企業への村内企業の参画についても引き続き推進し、家庭や地域だけでなく企業の家庭教育への理解を求めていきます。

「生涯学習推進事業」につきましては、村民のニーズに応じた生きがいがづくりのための学びの場を提供するとともに、村民自らが計画し、実施していく方法等についても取り組みを進めてまいります。

「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」におきましては、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、おおたまスポーツクラブ等の活動を核として、村民がスポーツに親しむ機会づくりを提供するとともに、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図り、「健康長寿の村づくり」を推進してまいります。

また、中学校部活動の地域移行につきましては、他市町村の動向等も踏まえ、中学校やスポーツクラブ、スポーツ協会、スポーツ少年団などの関係団体や関係機関と連

携・協力し、地域移行への取り組みを進めてまいります。

「ふるさと文化の振興」につきましては、ふるさとホールを中心とした「おおたま学」も活用しながら、貴重な歴史文化の資料展示や郷土意識の醸成を図り、学習会の開催などにも取り組んでまいります。さらに、「おおたま遺産」の発掘調査を強化し、未指定の文化財の指定・登録を推進してまいります。また、村内の貴重な民俗芸能・風俗慣習、伝統技術等の継承活動を支援していくとともに、文化のつどいや文化祭の開催により幅広い年齢層の村民が文化・芸術に触れる機会を提供してまいります。

ふるさとホール運営事業につきましても、引き続き村民の教養の向上と文化の振興を図るため、村の歴史や文化に係る企画展を開催するとともに、「野内与吉コーナー」の周知にも努めてまいります。

以上、令和6年度村政執行基本方針となります。

○議長（押山義則） ここで、休憩のため暫時休議いたします。

再開は午前11時15分といたします。

（午前11時01分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 引き続き、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分2件、条例改正案16件、補正予算案3件、当初予算案8件、人事案件2件、その他3件、合わせて34件であります。

それでは、議案第1号、令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（12月専決）申し上げます。

今回の補正は、物価高騰・燃料高騰対策等経費について、速やかに所要の措置を講じるため、令和5年12月22日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、予算書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

補正予算第5号は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ4,402万2,000円を追加し、予算の総額を52億7,119万1,000円とするものであります。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

款2総務費の物価高騰対策費の燃料高騰対応中小企業等応援金に要する経費は、燃料や光熱費等の価格高騰により影響を受ける中小企業等を対象に、応援金を給付するための経費として840万円の補正計上であります。

款3民生費の社会福祉総務費の事項⑨電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に要する経費は、物価高騰の影響を受ける低所得世帯等を対象に給付金を給付する

ための経費として3,591万8,000円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し、29万6,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

款15国庫支出金の総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,402万2,000円の補正計上であります。

款19繰入金は、財政調整基金取崩しで1,000万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第2号、令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1月専決）。

今回の補正は、物価高騰・燃料高騰対策等経費について、速やかに所要の措置を講じるため、令和6年1月15日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、予算書によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

補正予算第6号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,286万円を追加し、予算の総額を53億1,405万1,000円とするものであります。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款2総務費の物価高騰対策費の事項②プレミアム付商品券発行事業に要する経費は、物価高騰により影響を受ける消費者及び地域経済の活性化に資するため、村内商工業者等において使用可能なプレミアム付商品券を発行するための経費として676万円の補正計上であります。

事項③施設園芸燃油価格高騰対策に要する経費は、ハウス等の加温施設にて営農活動を行う農業者を対象に、燃油購入経費の一部を支援するための経費として80万円の補正計上であります。

事項④果樹資材価格高騰対策に要する経費は、果樹農家を対象とした生産販売資材購入費の一部を支援するための経費として25万円の補正計上であります。

事項⑤畜産飼料高騰対策に要する経費は、飼料等価格の高騰により影響を受ける畜産農家を支援するための経費として837万円の補正計上であります。

下段から10ページにかけて款3民生費の社会福祉総務費の事項⑩物価高騰対応重点支援給付金に要する経費は、物価高騰の影響を受ける低所得世帯等を対象に給付金を給付するための経費として2,844万円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し、176万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

款15国庫支出金の総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付

金4, 286万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第3号、大玉村監査委員条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

第1条では適用条文の整理を行い、第2条については引用する条項の条ずれを改めるものであります。

次に、議案第4号、大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和5年11月に特別職報酬等審議会を開催し、近隣市町村や類似団体との均衡を図るために議員報酬の引上げが妥当との答申を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、別表に記載の議員報酬を月額1万円引き上げるものであります。

次に、議案第5号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、議案第4号同様、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、別表に記載の監査委員、選挙管理委員会及び教育委員会委員の報酬年額をそれぞれ引き上げるものであります。

次に、議案第6号、大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容についてご説明いたします。

第2条につきましては、給与の定義に勤勉手当を加えるものであります。第11条の2では、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、第18条の2ではパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、それぞれ職員の給与に関する条例中、勤勉手当関係の条文を準用する規定を定めるものであります。

次に、議案第7号、税外収入の督促及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布に伴い所要の改正を行うものであります。

附則第2項は、租税特別措置法の特例規定の改正に伴う文言の整理を行うものであります。

議案第8号、大玉村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、基金を活用した利子補給事業を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことに伴い、附則第2項の有効期限を1年間延長するものであります。

次に、議案第9号、大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

第5条第2項では、既定の前項に定める運営規定等の重要事項を記した書面等のほか、本条例に規定するその他の書面等についても、インターネットを利用して交付または提出できることとするものであります。

同条同項第2号につきましては、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応する観点から、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用を可能とする文言の改正であります。

第23条は、施設の重要事項の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務づける規定に改正するものであります。

続いて、議案第10号、大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、介護保険法施行令の一部改正及び令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づき、本条例の一部改正を行うものであります。

第2条第1項につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料算定に用いる標準段階について、現行の9区分から13区分に細分化されたことに伴う改正と、大玉村介護保険事業計画の変更に伴う計画期間及び各階層の保険料について、それぞれ改正するものであります。

第2条第2項から第4項までの改正につきましては、低所得者軽減強化のために現在実施している第1号被保険者への軽減措置を令和8年度まで引き続き延長するものであります。

第4条第3項については、賦課期日後において、第1号被保険者の資格取得があった際の標準段階を追加するものであります。

次に、議案第11号、大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正について申し上げます。

介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができることとされたことに伴い、第4条第2項に当該指定を受けた事業所への介護支援専門員の設置を義務づける規定を追加するとともに、第5条では、当該指定を受けた事業所に置く管理者の選任並びに職務の例外規定を定めるものであります。

第6条第2項では文言の整理を行い、同条第3項では、当該指定を受けた事業所の担当職員について新たに加えるものであります。

第12条第2項では、当該指定を受けた事業者が、利用者の希望により通常の事業実施地域以外の地域の居宅訪問に対する交通費の受領について定め、同条第3項では、あらかじめ利用者またはその家族に当該サービスの内容並びに費用について説明を行うとともに、利用者の同意を得ることを義務づけるものであります。

第25条第3項では、指定介護予防支援事業所の運用規定の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則的にウェブサイトへ掲載することを義務づけるものであります。なお、当該ウェブサイトへの掲載については、附則により1年の経過措置を設けるものであります。

第27条及び第33条については、各適用条項の条ずれを改正するとともに、指定介護予防支援事業者が記録整備すべき事項に、利用者の身体的拘束並びにその他利用者の行動を制限する行為について追加するものであります。

第35条では、指定介護予防支援事業の実施に当たり、身体的拘束等の適正化や介護支援専門員による利用者の面接方法等について、新たに規定に追加するものであります。

次に、議案第12号、大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正について申し上げます。

第5条では、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる員数の基準について、第6条では、同一敷地内にある事業所を削除し、管理者が兼務できる事業所の範囲を見直すものであります。

第7条では、提供するサービスの内容等について利用者またはその家族への説明及び同意を得ることについて、努力義務とする規定に改めるものであります。

第16条では、指定居宅介護支援事業の実施に当たり、身体的拘束等の適正化や介護支援専門員による利用者との面接方法等について新たに追加するものであります。

第27条では、指定居宅介護支援事業所の運用規定の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則的にウェブサイトへ掲載することを義務づけるものであります。

なお、当該ウェブサイトへの掲載については、附則により1年の経過措置を設けるものであります。

第35条では、指定居宅介護支援事業者が記録整備すべき事項に、利用者の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を追加するものであります。

次に、議案第13号、大玉村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、第4条及び第6条に規定する各適用条項の条ずれを改正するものであります。

次に、議案第14号、大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、道路法施行令及び福島県道路占用料徴収条例が改正されたことから、村が徴収する道路占用料を福島県道路占用料徴収条例に準拠した額に改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号、大玉村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）の改正に伴い、特定公共賃貸住宅の入居者の資格に、里親制度における里子等と同居する者を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

第2条第2号につきましては、省令改正による号ずれの改正を、第3号では、同居親族等の用語を定義し、第6条以降は文言を整理するものであります。

次に、議案第16号、大玉村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

第5条第2項につきましては、法改正の趣旨に基づき、村営住宅の入居者資格について、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者など、対象者の拡充等を図るものであります。

次に、議案第17号、大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正による条ずれを改正するものであります。

次に、議案第18号、大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、水道事業等に係る所管省庁が厚生労働省から国土交通省に移管されるため、条例の一部を改正するものであり、引用する「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

次に、議案第19号、大玉村総合福祉センターさくらにおける指定管理者の指定に

ついて、大玉村総合福祉センターさくらの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、大玉村総合福祉センターさくらであり、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人大玉村社会福祉協議会とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第20号、大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場における指定管理者の指定について申し上げます。

大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場であり、指定管理者となる団体の名称は、おおたま村づくり株式会社とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第21号から議案第23号、令和5年度各会計補正予算並びに議案第24号から議案第31号、令和6年度各会計予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第21号、補正予算書1ページをお開き願います。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ483万5,000円を追加し、予算の総額を53億1,888万6,000円とするものであります。

第2条では、4ページに記載のとおり、地方債の補正について定めたものであります。

第3条では、5ページに記載のとおり、年度末までに竣工の見込みがない12事業について、繰越明許の取組を取るものであります。

次に、議案第22号、53ページをお開きください。

令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,052万1,000円を追加し、予算の総額を9億4,486万6,000円とするものであります。

次に、議案第23号、63ページをお開きください。

令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ348万5,000円を追加し、予算の総額を8,553万3,000円とするものであります。

次に、議案第24号、一般会計の予算書、当初予算の予算書のほうをお開きください。

令和6年度大玉村一般会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、前年度に比べ2.7%の減となる43億2,562万5,000円となったところであります。

第2条地方債は、6ページに記載のとおり、地方道路等整備事業などに充当するため、地方債の目的、限度額、方法、利率等について定めるものであります。

8ページをお開き願います。

歳入歳出予算の事項別明細書であります。歳入について、款ごとに前年度との比較になっております。

10ページは、歳出について前年度との比較、予算額の財源内訳となっております。次に、議案第25号、219ページをお開きください。

令和6年度大玉村国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比6.9%減の8億141万円となったところであります。

次に、議案第26号、予算書263ページをお開きください。

令和6年度大玉村玉井財産区特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比40.9%減となる433万6,000円となったところであります。

次に、議案第27号、予算書277ページをお開きください。

令和6年度大玉村土地取得特別会計予算について申し上げます。

この会計は、土地開発基金による公共用地の先行取得と、基金運用益の管理等を行うものであり、本年度予算の総額を1,788万4,000円と定めるものであります。

次に、議案第28号、289ページをお開きください。

令和6年度大玉村介護保険特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比6.5%増の8億3,468万4,000円となったところであります。

次に、議案第29号、予算書345ページをお開き願います。

令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比7.9%増の8,548万2,000円となったところであります。

次に、議案第30号、363ページをお開きください。

令和6年度大玉村水道事業会計予算について申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。給水戸数は、対前年度比34戸増の3,053戸、年間総給水量は、対前年度比0.1%増の86万3,976立米、1日平均給水量は2,367立米とし、主な建設改良事業は、水道本管布設替工事など9,620万円と定め、事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を対前年度比2.5%増の1億8,231万4,000円、収益的支出の予定額を対前年度比9.6%増の1億6,854万円と定めるものであります。

収入は、主に営業に対する対価の料金収入で、営業収益は対前年度比3.3%増の1億5,623万8,000円となり、加入金等の営業外収益は、対前年度比

2. 1%減の2, 607万6, 000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に要する経常経費及び人件費等に要する経費で、営業費用は対前年度比13.0%増の1億5, 739万2, 000円となり、企業債支払利息等に要する営業外費用は1, 014万7, 000円、特別損失は存目計上、予備費は100万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の総額は8, 895万2, 000円であり、内訳として、国庫支出金285万円、企業債8, 610万円、工事負担金及び他会計繰入金については存目計上であります。

364ページをお開きください。

これに対する支出の総額は1億7, 187万5, 000円であり、内訳として、国庫補助金を活用した重要給水施設配水管事業第20回工事及び天王下・小泉線（外）配水管布設替工事などの建設費9, 745万2, 000円と企業債償還金6, 997万3, 000円、予備費として445万円の計上であります。

この資本的収入額が支出額に対して不足する額8, 292万3, 000円は、前のページをご覧いただきたいと思いますが、第4条本文中の括弧書きで記載しております内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

また、次ページをお開き願います。第5条は企業債で、起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は棚卸資産について定めるものであります。

次に、議案第31号、389ページをお開きください。

令和6年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。接続戸数は866戸、年間総排水量27万3, 685立米、1日平均排水量は750立米とし、主な建設改良事業は、大山第1浄化センター上澄水排出装置整備工事など2, 150万1, 000円と定め、事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を1億5, 675万円、収益的支出の予定額を1億2, 751万円と定めるものであります。

収入は、処理施設使用料等の営業収益で6, 585万5, 000円、一般会計からの繰入れとなる他会計繰入金等の営業外収益で9, 089万5, 000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に要する経常経費及び人件費等に要する経費等の営業費用は1億1, 718万6, 000円、企業債支払利息等に要する営業外費用は982万3, 000円、特別損失は存目計上、予備費は50万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の総額は2, 150万4, 000円であり、内訳として、第1項国庫支出から第4項他会計借入金までは存目計上、企業債2, 150万円であります。

390ページをお開きください。

これに対する支出の総額は7,645万6,000円であり、内訳として、大山第1浄化センター上澄水排出装置整備工事などの建設改良費2,150万1,000円と、企業債償還金5,495万3,000円、他会計借入金償還金と予備費は存目計上であります。

この資本的収入額が支出額に対して不足する額5,495万2,000円は、前のページに記載があります第4条、本文中に括弧書きで記載しております内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

次のページをお開き願います。

第4条の2は特例的収入及び支出について、第5条は、企業債について起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は他会計からの繰入れについて、第9条は棚卸資産について定めるものであります。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

議案第32号、区長等の委嘱について申し上げます。

現職の区長及び区長代理は、令和6年3月31日までの任期で委嘱しており、本村の行政事務の円滑な運営にご尽力をいただいております。

令和6年3月31日の任期満了に伴い新たに区長及び区長代理を委嘱するに当たり、大玉村区長等設置条例第2条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

人権擁護委員法第1条に定める基本的人権の擁護、自由人権思想の普及高揚を図るため、田邊幸枝氏の新任について、同法第6条第3項の規定により議会の意見を求め、法務大臣へ推薦するものであります。

田邊幸枝氏につきましては、その人格、識見ともに優れており、人権擁護委員として適任と認められるものであります。

なお、人権擁護委員の任期は同法第9条により3年となっております。また、本村において、他に渡辺光太郎氏が同委員となっております。

次に、議案第34号、村道路線の認定について申し上げます。

北ノ内7号線については、住宅団地の開発道路を村に帰属するため、道路法第8条第2項の規定に基づき路線を認定するものであります。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後1時30分といたします。

(午前11時48分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午後1時30分)

◇ ◇ ◇
○議長（押山義則） 業務の都合により、税務課長、菊地健君より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

引き続き、提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第21号から議案第23号、令和5年度各会計補正予算並びに議案第24号から議案第31号、令和6年度各会計予算についてご説明を申し上げます。

初めに、補正予算の説明となりますので、つづりの中にございます、こちらの補正予算書をご覧いただきたいと思ひます。

それでは、議案第21号、令和5年度大玉村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

歳出よりご説明申し上げます。

補正予算書の22ページをお開き願ひます。

款1 議会費の議会の管理、運営に要する経費は、6万2,000円の減額計上であります。

款2 総務費は、各事務事業経費の精査に基づき総額300万1,000円の補正計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

24ページをお開き願ひます。

中段の基金費は、減債基金積立金1,276万9,000円、災害対策基金積立金1,000万円など、合わせて2,080万9,000円の補正計上であります。

26ページをお開き願ひます。

国内外交流費の事項②台湾交流事業に要する経費は、対象となる中学2年生の派遣事業の完了により365万円の減額計上であります。

中段の新型コロナウイルス感染症対策費の事項⑧小中学生給食費助成に要する経費は、所要見込みの精査に基づき同補助金を300万8,000円減額し、同額を事項①と事項⑥の経費に充当替えとなる財源調整を行っております。

28ページをお開き願ひます。

戸籍住民基本台帳費の戸籍、住民基本台帳事務に要する経費は、戸籍法並びに住民基本台帳法の一部改正に対応したシステム改修業務委託料1,059万3,000円を補正計上し、次年度に繰り越すものであります。

下段の福島県議会議員一般選挙費は、事務の完了に伴い421万3,000円の減額計上であります。

30ページをお開き願ひます。

款3 民生費は、各事務事業経費の精査に基づき、総額285万9,000円の減額計上であります。

主な事業として、事項⑥国保特別会計に要する経費は、負担すべき額の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金586万5,000円の補正計上であります。

事項⑩物価高騰緊急福祉支援事業に要する経費は、給付実績に基づき103万円の減額計上であります。

32ページをお開き願います。

下段の児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、29歳以下1世帯分の追加により、結婚新生活支援補助金60万円の補正計上であります。

34ページをお開き願います。

款4衛生費は、総額1,620万5,000円の減額計上であり、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

36ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、総額3万円の減額計上であります。

38ページをお開き願います。

主な事業として、中段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、指定管理業務委託料251万7,000円、農地費の事項①農業農村整備に要する経費は、県営農村地域防災減災事業（荒池地区）負担金220万円と、いずれも補正計上であります。

下段の林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、森林環境譲与税基金積立金64万8,000円を含め、合わせて119万1,000円の補正計上であります。

40ページをお開き願います。

款7商工費は、総額683万3,000円の補正計上であります。

主な事業として、商工振興費の商工業の振興に要する経費は、さくらカード割増付加ポイント事業費の精査に基づき、村商業振興協同組合運営費補助金150万円の補正計上であります。

観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、利用客数の減少及び電気、ガス、その他原材料費等の高騰に対応したアットホーム指定管理業務委託料400万円と、今後も切れ目のない伴走型の支援をコンサルに委託するための業務委託料165万円を含め、合わせて584万8,000円の補正計上であります。

下段の款8土木費は、総額1,285万2,000円の減額計上であり、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

44ページをお開き願います。

款9消防費は68万2,000円の減額計上であります。

中段の款10教育費は、総額750万円の補正計上であり、各項いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

50ページをお開き願います。

中段の款11災害復旧費は、事業の確定に伴う大作田1号線地すべり対策安定評価業務委託料37万2,000円の減額計上であります。

下段の款14予備費は、財源を調整し2,056万3,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

款1村税は、収納見込額の増加等により、個人村民税で3,286万8,000円、法人村民税で232万8,000円、固定資産税で2,308万5,000円の補正計上であります。

軽自動車税は環境性能割と種別割で1万9,000円の減額、たばこ税は1,170万円、入湯税は142万円7,000円の補正計上であります。

12ページをお開き願います。

款2地方譲与税の地方揮発油譲与税は244万3,000円の減額、森林環境譲与税は64万8,000円の補正計上であります。

款3利子割交付金は5万7,000円、款4配当割交付金も98万8,000円の減額計上であります。

款6法人事業税交付金は、358万2,000円の補正計上であります。

款11地方交付税は、追加交付となる普通交付税交付金で3,821万円2,000円の補正計上であります。

款13分担金及び負担金の民生費負担金は、1万4,000円の補正計上であります。

款14使用料及び手数料は、5万円の減額計上であります。

14ページをお開き願います。

款15国庫支出金は、各事業に対する収入見込みの精査により、総額314万9,000円の減額計上であります。

16ページをお開き願います。

上段から18ページ上段にかけての県支出金も、各事業に対する収入見込みの精査により、総額2,063万円の減額計上であります。

款17財産収入は4万円の増額、款18寄附金は、ふるさと納税寄附金で400万円の減額計上であります。

款19繰入金は、財政調整基金の取崩しを7,000万円減額するほか、ふるさと応援基金取崩しも295万6,000円の減額計上であります。

下段の款21諸収入の延滞金は42万8,000円の増額、民生費受託事業収入は271万6,000円の減額、20ページご覧いただきまして、雑入は283万1,000円の補正計上であります。

款22村債は、民生債で250万円の減額、農林水産業債で220万円の増額、土木債で520万円の減額計上であります。

款23自動車取得税交付金は、18万円の補正計上であります。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第22号、令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

58ページをお開き願います。

歳出よりご説明を申し上げます。

款1 総務費の賦課徴収費は、電算処理業務委託料70万円の減額計上であります。

款2 保険給付費の一般被保険者療養給付費は、一般被保険者診療報酬2,000万円、一般被保険者高額療養費は1,000万円の補正計上であります。

款3 国民健康保険事業費納付金は、いずれも財源調整であります。

60ページをお開き願います。

款8 諸支出金の保険給付費等交付金償還金は、10万1,000円の補正計上であります。

款9 予備費は、財源を調整し、2,112万円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

56ページをお開き願います。

款1 国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、総額503万8,000円の補正計上であります。

款3 県支出金の保険給付費等交付金は、総額3,900万円の補正計上であります。

款5 繰入金の一般会計繰入金は、負担割合に基づき総額586万5,000円の補正計上であります。

款7 諸収入の一般被保険者延滞金は、61万8,000円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第23号、令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

68ページをお開き願います。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、負担額確定に伴い、広域連合への納付金461万9,000円の補正計上であります。

款3 保健事業費は、113万4,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

66ページをお開き願います。

款1 後期高齢者医療保険料は、総額427万4,000円の補正計上であります。

款4 繰入金の一般会計繰入金は、113万4,000円の減額、保険基盤安定繰入金は34万5,000円の補正計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、補正予算を離れまして、一般会計からの当初予算の説明になります。このグレーの予算書をご覧いただきたいと思っております。

初めに、議案第24号、令和6年度大玉村一般会計予算について、歳出から款ごとにご説明を申し上げます。

42ページをお開き願います。

款1 議会費は、議会の管理・運営に要する経費として、対前年度比3.5%増の7,156万8,000円を計上し、議員報酬の増額改定に取り組むものであります。

44ページをお開き願います。

款2 総務費は、対前年度比5.9%減の6億4,979万1,000円の計上であ

ります。

一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は2億4,045万7,000円の計上であります。

以下、重点事務事業及び新規事業など、主な事業等について申し上げます。

58ページをお開き願います。

中段の企画費の事項⑤定住促進対策に要する経費では、県外からの移住や、子育て世帯の移住を促進するための、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金1,000万円や、多世代同居・近居住宅取得支援事業補助金400万円など、合わせて1,800万円の計上であります。

下段の事項⑥地方創生の推進に要する経費は、結婚支援事業としての婚活イベントセミナー業務委託料331万1,000円や、はぴ福なび会員登録補助金など、合わせて810万8,000円の計上であります。

60ページをお開き願います。

事項⑦再エネアグリプロジェクト事業に要する経費は、農福連携推進事業計画立案支援業務委託料320万円を含め、合わせて380万円の計上であります。

64ページをお開き願います。

諸費の事項②防犯対策に要する経費は、防犯カメラ等設置補助金50万円を含め、合わせて584万9,000円の計上であります。

66ページをお開き願います。

国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、マチュピチュ村との友好都市協定締結10周年を記念した事業経費を含め、合わせて297万1,000円の計上であります。

事項②台湾交流事業に要する経費は、大竹国民中学の来村受入れに要する経費や、本年度の対象生徒を台湾に派遣するための経費として、合わせて963万3,000円の計上であります。

74ページをお開き願います。

下段の指定統計費の事項④農林業センサス調査に要するは、令和7年2月1日現在で行われる2025年農林業センサス調査費169万7,000円の計上であります。

78ページをお開き願います。

款3民生費は、対前年度比5.3%増の11億7,972万6,000円の計上であります。

社会福祉総務費の事項①職員人件費等、社会福祉に係る共通経費は3,355万6,000円の計上であります。

以下、主な事業等について申し上げます。

下段の事項③社会福祉協議会に要する経費は、総合福祉センターさくらの指定管理業務委託料1,318万1,000円、社会福祉協議会運営補助金2,542万円の計上であります。

80ページをお開き願います。

中段の事項⑥国保特別会計に要する経費は、保険基盤安定負担金などの国民健康保険特別会計繰出金7,515万7,000円の計上であります。

82ページをお開き願います。

中段の障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、各給付費を含め2億1,538万1,000円の計上であります。

下段から84ページにかけての老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、介護保険特別会計繰出金1億2,298万1,000円を含め、合わせて1億3,759万4,000円の計上であります。

下段から86ページにかけての事項③居宅老人等の対策に要する経費は、87ページ上段にございます節の18、ご覧いただきまして、負担金補助及び交付金の高齢者補聴器購入費補助金25万円を含め、合わせて1,565万3,000円の計上であります。

下段の事項⑥後期高齢者医療制度に要する経費は、1億34万7,000円の計上であります。

92ページをお開き願います。

上段の児童福祉総務費の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、保育所の運営主体である村社会福祉協議会に交付する子どものための教育・保育給付費補助金1億8,000万円など、合わせて1億9,668万円の計上であります。

96ページをお開き願います。

款4衛生費は、対前年度比10%減の3億2,499万8,000円の計上であります。

100ページをお開き願います。

主な事業として、中段の保健衛生総務費の事項⑧健康長寿推進事業に要する経費は、健康長寿の3本柱である食、運動、社会参加を推進するための経費291万5,000円の計上であります。

102ページをお開き願います。

下段の予防費の事項②妊産婦健康管理に要する経費は、妊産婦健康診査業務委託料900万円や不妊治療支援事業助成金60万円を含め、1,065万6,000円の計上であります。

108ページをお開き願います。

中段の環境衛生費の事項⑤再生可能エネルギー利用促進に要する経費は、太陽光発電設備や蓄電池等の設置を対象とした、住宅用再生可能エネルギー設備設置補助金395万円の計上であります。

110ページをお開き願います。

中段の款5労働費は、前年度と同額の20万円の計上であります。

款6農林水産業費は、対前年度比20.8%減の4億1,223万9,000円の計上であります。

114ページをお開き願います。

主な事業として、農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費では、大玉産米のブランド化PR事業委託料285万6,000円や、新規就農者育成総合対策事業補助金300万円、農業機械等共同利用への購入補助831万9,000円、飼料用米等を対象とした新規需要米推進対策事業補助金225万円、電動機械等導入補助や農耕用運転免許取得補助などの各種支援策を含め、合わせて2,828万6,000円の計上であります。

118ページをお開き願います。

事項⑤農業サポートセンターの管理運営に要する経費では、指定管理業務委託料623万5,000円の計上であります。

事項⑥地域おこし協力隊（農業分野）に要する経費は、新規就農を目的とした地域おこし協力隊の活動経費と、農業を志す新たな地域おこし協力隊の募集に要する経費として、607万6,000円の計上であります。

122ページをお開き願います。

中段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、農業振興公社への指定管理業務委託料650万円を含め、合わせて706万2,000円の計上であります。

126ページをお開き願います。

中段の林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、ふくしま森林再生事業委託料2,390万円や、広葉樹林再生事業委託料4,805万円のほか、豪雨被害の復旧を行う遠藤ヶ滝遊歩道整備工事費1,050万円など、合わせて9,122万6,000円の計上であります。

128ページをお開き願います。

下段の事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費は、鳥獣被害防止柵設置事業補助金260万円など、引き続きイノシシ被害対策に取り組むための経費、合わせて509万円の計上であります。

130ページをお開き願います。

款7商工費は、対前年度比2.4%増の1億260万5,000円の計上であります。

主な事業として、中段の商工振興費の商工業の振興に要する経費は、基金を活用した新型コロナウイルス対策特別資金制度等利子補給補助金164万7,000円や、商工会運営費補助金986万円など、合わせて2,567万7,000円の計上であります。

132ページをお開き願います。

観光費の事項①観光の振興に要する経費は、1,872万1,000円の計上であります。

利用客が伸び悩む村内温泉施設の利用促進を引き続き図るため、節の7報償費においては、宿泊利用の村民に対し商品券を交付するための宿泊応援事業報償100万円と、節の18負担金補助及び交付金においては、日帰り入浴料金の一部助成を行うた

めの日帰り温泉施設利用促進事業補助金100万円を計上しております。

134ページをお開き願います。

中段の観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、指定管理業務委託料2,000万円など、合わせて2,095万3,000円の計上であります。

款8土木費は、対前年度比3.2%減の2億5,544万7,000円の計上であります。

138ページをお開き願います。

主な事業として、下段から140ページにかけての道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、1億313万9,000円を計上し、通学路緊急対策を目的とした細田・矢沢線や、西部幹線横断道路の道路改良等に取り組むものであります。

下段から142ページにかけての都市計画総務費の都市計画の管理事務に要する経費は、引き続きスマートインターチェンジの立地に向けた立地適正化計画策定業務委託料850万円を含め、合わせて977万6,000円の計上であります。

下段の住宅管理費の事項①公営住宅の管理に要する経費は、村営住宅等管理基金積立金1,000万円を含め、合わせて1,150万2,000円の計上であります。

146ページをお開き願います。

款9消防費は、対前年度比6.5%増の2億5,498万円の計上であります。

常備消防費の常備消防に要する経費は、安達地方広域行政組合消防費負担金1億9,134万1,000円の計上であります。

下段から148ページにかけての消防施設費の消防施設の整備に要する経費は、第5分団1方部の小型動力ポンプ付積載車1台の更新経費1,300万円や、自主防災組織活動支援事業補助金20万円など、合わせて3,301万2,000円の計上であります。

下段の款10教育費は、対前年度比4.5%増の6億2,625万2,000円の計上であります。

150ページをお開き願います。

主な事業として、中段から152ページにかけての事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費は、学校給食費に係る保護者負担の軽減を図るための学校給食費補助金3,282万円など、合わせて5,625万5,000円の計上であります。

154ページをお開き願います。

下段の事項⑦特別支援教育支援員配置に要する経費は、小中学校を対象に、合わせて9名の支援員を配置するための経費1,622万7,000円の計上であります。

158ページをお開き願います。

上段の事項⑩学校ICT推進に要する経費は、小中学校に導入を進めた学習用タブレット端末の利活用を図るためのICT支援担当指導主事の配置経費を含め、合わせて1,670万9,000円の計上であります。

160ページから166ページ中段にかけましての玉井・大山両小学校に係る学校管理費と教育振興費、合わせて3,646万2,000円の計上であります。

166ページをお開き願います。

中段から170ページ中段にかけての中学校費は、総額2,217万円の計上であります。

170ページをお開き願います。

中段から176ページ上段にかけての幼稚園費は、玉井・大山両幼稚園における管理運営経費等総額1億8,877万3,000円の計上であります。

178ページをお開き願います。

下段から180ページ中段にかけての社会教育総務費の事項⑤地域学校協働活動事業に要する経費は792万9,000円を計上し、地域と学校の連携・協働による豊かな学びを支える環境づくりに取り組むものであります。

186ページをお開き願います。

下段から188ページ中段にかけての保健体育総務費の事項①社会体育振興に要する共通経費は、6月に開催を計画するあだたら健康マラソン大会の経費を含め、合わせて688万6,000円の計上であります。

192ページをお開き願います。

体育施設費の事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、合わせて2,216万2,000円の計上であります。

給食センター費の給食センター共同事業に要する経費は、設備改修負担金282万7,000円を含め、共同事業に係る負担金6,195万8,000円の計上であります。

下段から194ページにかけての款11災害復旧費は、総額10万円の存目計上であります。

194ページの下段にございますが、款12公債費は、元金と利子償還を合わせ、対前年度比6.6%減に当たる3億9,543万8,000円の計上であります。

196ページをお開き願います。

款13諸支出金は存目2万円、款14予備費は調整財源として5,226万1,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

款1村税は、対前年度比1.0%増の9億4,225万円の計上であります。

個人村民税は0.8%増の3億2,605万2,000円、法人村民税は6.9%減の2,893万8,000円の計上であります。

固定資産税は、対前年度比1.0%増の4億5,474万6,000円、軽自動車税は、環境性能割と種別割の総額で0.4%増の3,996万5,000円、たばこ税は、5.4%増の7,706万4,000円を計上したものであります。

14ページをお開き願います。

入湯税は、課税人員を7万2,825人と見込み、1,092万3,000円の計上であります。

款2 地方譲与税は、対前年度比3.6%増の6,900万3,000円、款3 利子割交付金は20万円、款4 配当割交付金は258万8,000円、款5 株式等譲渡所得割交付金は100万円の計上であります。

16ページをお開き願います。

款6 法人事業税交付金は1,238万2,000円、款7 地方消費税交付金は、一般財源枠と社会保障財源枠における前年度実績等を考慮し、1億9,455万8,000円の計上であります。

款8 ゴルフ場利用税交付金も前年度実績を考慮し1,377万5,000円、款9 環境性能割交付金は493万4,000円の計上であります。

款10 地方特例交付金は、住宅ローン減税等に係る減収補填分で1,489万5,000円の計上であります。

款11 地方交付税は、対前年度比0.8%増の16億1,618万5,000円の計上であります。

右ページの普通交付税交付金は、対前年度比2.4%増に当たる15億6,394万5,000円の計上であり、これは前年度実績等を勘案し積算計上したものであります。

また、特別交付税交付金は5,000万円、ふくしま森林再生事業に充当となる震災復興特別交付税交付金は224万円の計上であります。

款12 交通安全対策特別交付金は、対前年度比20.5%減の118万4,000円の計上であります。

18ページをお開き願います。

款13 分担金及び負担金は126万9,000円、20ページにかけての款14 使用料及び手数料は、3,426万6,000円の計上であります。

以下、重点的及び新規など、主な歳入項目について申し上げます。

20ページをお開き願います。

下段の款15 国庫支出金は、対前年度比3.1%減の4億7,016万5,000円の計上であります。

22ページをお開き願います。

民生費国庫負担金の児童福祉費負担金は、村社会福祉協議会が運営する公私連携型保育所を対象とした国庫負担金を含め、1億9,637万円の計上であります。

衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の終了に伴う廃目整理であります。

24ページをお開き願います。

衛生費国庫補助金も、新型コロナウイルスワクチン接種事業の終了に伴い、対前年度比74.7%減となる898万7,000円の計上であります。

土木費国庫補助金は、(仮称)大玉西部幹線横断道路等の改良工事を対象とした社会資本整備総合交付金2,650万円を含め、合わせて5,939万6,000円の計上であります。

26ページをお開き願います。

款16県支出金は、対前年度比14.7%減の4億5,196万5,000円の計上であります。

民生費県負担金の児童福祉費負担金は、国庫負担金と同様に村社会福祉協議会が運営する公私連携型保育所を対象とした県負担金を含め、合わせて6,306万円の計上であります。

下段の総務費県補助金の総務管理費補助金は、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業費に充当となる、来てふくしま住宅取得支援事業費200万円を含め、合わせて1,158万6,000円の計上であります。

30ページをお開き願います。

農林水産業費県補助金の林業費補助金は、ふくしま森林再生事業費や広葉樹林再生事業費のほか、遠藤ヶ滝遊歩道整備事業費等に充当となる森林環境交付金事業費1,205万9,000円を含め、合わせて8,346万1,000円の計上であります。

32ページをお開き願います。

中段の款17財産収入は、対前年度比0.8%増の1,222万2,000円の計上であります。

34ページをお開き願います。

中段の款18寄附金は、ふるさと納税寄附金の増収を見込み、対前年度比12.5%増の4,500万1,000円の計上であります。

款19繰入金は、対前年度比3.2%減の2億4,030万円の計上であります。

下段の基金繰入金では、財政調整基金取崩しで2億円、減債基金取崩しで3,000万円、放射能測定装置点検校正費に充当となる復興基金取崩しで19万8,000円、中学生を台湾に派遣する友好の翼に充当となるふるさと応援基金取崩しで845万3,000円、36ページ上段にあります新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金取崩しで164万7,000円と、それぞれの事務事業に充当するための計上であります。

款20繰越金は、前年度と同額の8,000万円の計上であります。

款21諸収入は、対前年度比2.5%減の3,368万3,000円の計上であります。

40ページをお開き願います。

中段の款22村債は、対前年度比38.5%減の8,380万円の計上であります。

なお、下段の臨時財政対策債は、地方の財源不足を普通交付税と併せて補うために、その発行が認められる一般財源的な起債であります。現時点においては、昨年度に引き続き大幅に引き下げる国の方針を受け、対前年度比65.5%減に当たる790万円を計上したところであります。

198ページをお開き願います。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

199 ページ右下の額、32億4,463万5,000円が令和6年度末の現在高見込額であります。

その上の数字、14億4,413万9,000円は、地方交付税に代わって自治体が起債を発行する臨時財政対策債の令和6年度末現在高見込額であります。現在高総額の44.5%を占めるものであります。

めくっていただいて、200ページにつきましては、債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書であり、本宮方部学校給食センター設備改修事業3件となっております。

202ページからは給与費の明細について、216ページは性質別・目的別の歳出予算分類表を掲載しております。

以上、大玉村一般会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第25号、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

234ページをお開き願います。

款1総務費は、対前年度比6.3%減の2,035万円の計上であります。

主に、事務従事者の人件費や電算処理業務委託料等、一般管理経費の計上であります。

236ページをお開き願います。

下段の款2保険給付費は、対前年度比3.3%減の5億8,230万9,000円の計上であります。医療費に係る療養給付費は5億242万5,000円の計上であります。

以下、各目ごとに所要の予算計上をしたものであります。

238ページ中段になります。238ページをお開き願います。

中段からは高額療養費に係る計上であります。

240ページ上段から242ページ上段にかけては、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金の計上であります。

242ページをお開き願います。

中段の款3国民健康保険事業費納付金は、対前年度比17.3%減の1億7,892万9,000円の計上であります。

下段にかけて、対象となる医療給付費分や後期高齢者支援金等分、介護納付金分について、福島県から示された算定基準に基づき算出し、福島県に納付するものであります。

244ページをお開き願います。

款4財政安定化基金拠出金は存目計上であります。

中段から246ページ上段にかけての款5保健事業費は、対前年度比5.0%減の1,675万6,000円の計上であり、引き続き、特定健康診査等の事業を実施するための経費や、国保被保険者の人間ドック事業などに要する経費の計上であります。

246ページをお開き願います。

款6 基金積立金は、1万円の計上であります。

款7 公債費は、存目計上であります。

下段から248ページ下段にかけての款8 諸支出金は、保険税還付金等105万3,000円の計上であります。

250ページをお開き願います。

款9 予備費は、調整財源として200万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

226ページをお開き願います。

款1 国民健康保険税は、対前年度比17.2%減の1億3,201万6,000円の計上であります。

国保税につきましては、現時点において、県支出金等の動向、歳出における各種納付金等の額が未確定であるため、前年度剰余金等も含め、6月の本算定において精査していくこととしております。

款2 国庫支出金は、災害臨時特例補助金の存目計上であります。

下段から228ページ上段にかけての款3 県支出金は、広域化に伴う一括交付により、対前年度比3.0%減の5億8,869万5,000円の計上であり、療養給付費等に充当となる普通交付金で5億7,587万7,000円、傷病手当金や特定健康診査等事業費に充当となる特別交付金で1,281万7,000円の計上であります。

中段の款4 財産収入は、預金利子で1万円の計上であります。

230ページ上段にかけての款5 繰入金は、対前年度比15.0%減の8,061万8,000円、款6 繰越金は存目計上であります。

中段から232ページ中段にかけての款7 諸収入は6万8,000円の計上であり、款8 村債は存目計上であります。

252ページからは、給与費明細書であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第26号、令和6年度大玉村玉井財産区特別会計予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

272ページをお開き願います。

款1 総務費は、管理会委員、補助員の人件費など一般管理に要する経費として、対前年度比47.0%減の135万5,000円の計上であります。

款2 農林水産業費は、対前年度比42.7%減の266万円の計上であります。

引き続き、小高倉山地内や東光地内等における下刈りや枝打ち等の作業に要する経費の計上であります。

274ページをお開き願います。

款3 予備費は、調整財源として32万1,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

270ページをお開き願います。

款1 財産収入は、前年度と同額の333万3,000円の計上であり、主に北上台のゴルフ場用地に係る土地貸付料等を見込んでおります。

款2 繰越金は、100万円の計上であります。

款3 諸収入は、存目計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第27号、令和6年度大玉村土地取得特別会計予算について、歳出よりご説明申し上げます。

286ページをお開き願います。

款1 土地開発基金費は、預金利子を基金に積み立てるもので、5,000円の計上であります。

款2 土地取得費の公共用地先行取得に要する経費は、玉井字横堀平地内の国有林1万8,474平方メートルを取得するための経費として、1,786万9,000円の計上であります。

款3 予備費は、1万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

284ページをお開き願います。

款1 財産収入は、基金利子5,000円の計上であります。

款2 繰入金は、土地開発基金繰入金1,787万9,000円の計上であります。

以上、大玉村土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第28号、令和6年度大玉村介護保険特別会計予算について、それでは歳出よりご説明申し上げます。

310ページをお開き願います。

款1 総務費は、対前年度比8.3%減の1,796万7,000円の計上であり、職員給与費や介護認定審査経費等を計上しております。

312ページをお開き願います。

下段からの款2 保険給付費は、対前年度比6.1%増の7億6,700万円の計上であります。

介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、要介護認定者が利用できる各種サービスを計上しております。

316ページをお開き願います。

介護予防サービス等諸費では、要支援認定者が利用できる各種予防サービスを計上しております。

318ページをお開き願います。

中段の高額介護サービス等費では、基準額を超えた自己負担額に対する給付費の計上であり、下段の高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護の合算制度による給付費の計上であります。

320ページをお開き願います。

特定入所者介護サービス等費は、低所得者の施設入所に係る食費や居住費の給付であります。

322ページをお開き願います。

款3財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

款4地域支援事業費は、対前年度比20.7%増の4,864万2,000円の計上であります。

要支援者等に対する訪問介護や通所介護サービス提供に要する経費や、高齢者の介護予防を推進するための経費の計上であります。

326ページをお開き願います。

款5基金積立金は利子積立金1万円の計上であり、款6公債費は存目計上でありませぬ。

中段から328ページ上段にかけての款7諸支出金は、保険料の還付金等5万2,000円、款8予備費は調整財源として101万1,000円の計上であります。続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

296ページをお開き願います。

款1介護保険料は第1号被保険者介護保険料で、対前年度比7.3%増の1億8,446万4,000円の計上であります。

款2使用料及び手数料は、存目計上であります。

款3国庫支出金は、対前年度比6.7%増の1億8,792万6,000円の計上であり、介護給付費負担金で1億3,340万1,000円、下段の財政調整交付金で3,835万1,000円を計上しております。

300ページをお開き願います。

款4支払基金交付金は、対前年度比5.5%増の2億1,220万9,000円の計上であり、第2号被保険者に係る保険料で、保険給付費等の27%相当が交付されます。

下段から302ページにかけての款5県支出金は、対前年度比7.4%増の1億2,396万2,000円の計上であり、国庫支出金と同様に、基準額に対して一定割合で交付されるものであります。

302ページ下段の款6財産収入は、基金利子収入1万円の計上であります。

304ページをお開き願います。

款7繰入金は、対前年度比5.6%増の1億2,610万5,000円の計上であり、上段の介護給付費繰入金は9,587万6,000円の計上であります。

306ページをお開き願います。

中段の款8繰越金及び款9諸収入は、それぞれ存目計上であります。

330ページからは、給与費の明細書であります。

以上、大玉村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第29号、令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について、それでは歳出よりご説明を申し上げます。

356 ページをお開き願います。

款1 総務費は、対前年度比2.8%減の168万9,000円を計上し、一般管理や保険料徴収事務を行うものであります。

下段の款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比10.1%増の7,870万1,000円の計上であります。

358 ページをお開き願います。

款3 保健事業費は、対前年度比16.5%減の466万円の計上であり、広域連合から受託して高齢者健診事業を実施するものであります。

款4 諸支出金は、43万1,000円の計上であります。

360 ページをお開き願います。

款5 予備費は、存目計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

352 ページをお開き願います。

款1 後期高齢者医療保険料は、対前年度比10.3%増の5,880万1,000円の計上であります。

款2 使用料及び手数料と款3 寄附金は、いずれも存目計上であります。

款4 繰入金は、事務費や健診事業への一般会計繰入金と、保険基盤安定繰入金で、対前年度比2.6%増の2,354万5,000円の計上であります。

款5 繰越金は、存目計上であります。

下段から354ページにかけての款6 諸収入は、対前年度比4.3%増の313万3,000円の計上であり、主に健診事業に係る受託収入や保険料還付金等を見込んでおります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第30号、令和6年度大玉村水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

365 ページをお開き願います。

予算を款項目別にした実施計画であります。

収益的収入は、水道事業収益で1億8,231万4,000円、収益的支出は、水道事業費用で1億6,854万円であります。

366 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の実施計画であります。

収入は、国庫支出金285万円、工事負担金及び他会計繰入金は存目計上、企業債は8,610万円であります。

支出は、拡張整備費で9,620万円、量水器購入の固定資産購入費で125万2,000円、企業債償還金は6,997万3,000円、予備費は445万円であります。

367 ページをお開き願います。

水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であり、下段には現金・預金の残高

等を明示しております。

370ページから374ページまでは、職員の給与費明細書を掲載しております。

375ページをお開き願います。

令和5年度決算見込みによる損益計算書であります。

年度中の収益及び支出を消費税抜きで仮決算したもので、下から3段目の当年度純利益は2,512万8,983円を見込んでおります。

376ページをお開き願います。

令和5年度の予定貸借対照表であり、下段の年度末資産合計は20億7,369万47円であります。

378ページをお開き願います。

保有する資産、負債の内容を示した令和6年度の予定貸借対照表であり、下段の令和6年度末資産合計は20億7,127万2,027円であります。

380ページからは、参考資料として付した令和6年度の水道事業会計予算明細書であります。

以上、大玉村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第31号、令和6年度大玉村農業集落排水事業会計予算についてご説明を申し上げます。

391ページをお開き願います。

令和5年度までは、特別会計として一般会計と同様な予算書をお示しさせていただいておりましたが、4月1日からは企業会計に移行いたしますので、水道会計と同様に財務指標による作成となりますので、ご理解を賜ればと思います。

初めに、391ページは予算を款項目別にした実施計画であります。

収益的収入は農業集落排水事業収益で1億5,675万円、収益的支出は農業集落排水事業費用で1億2,751万円であります。

392ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の実施計画であります。

収入は、項1国庫支出金から項4他会計借入金までは存目計上、企業債で2,150万円であります。

支出は、建設改良費で2,150万1,000円、企業債償還金で5,495万3,000円、他会計借入金償還金と予備費は存目計上であります。

393ページをご覧くださいと思います。

農業集落排水事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であります。下段には現金・預金の残高等を明示しております。

395ページから400ページまでは、職員の給与費明細書を掲載しております。

402ページをお開き願います。

令和6年度の予定開始貸借対照表であり、中段の年度末資産合計は15億3,309万2,076円であります。

404ページをお開き願います。

保有する資産、負債の内容を示した令和6年度の予定貸借対照表であり、下段の令和6年度末資産合計は14億9,011万1,053円であります。

406ページからは、参考資料として付した令和6年度の農業集落排水事業会計予算明細書であります。

以上、大玉村農業集落排水事業会計予算についてご説明申し上げます。

以上のとおり、令和6年度各会計における予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

12月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りした写しのとおり、陳情第1号から陳情第3号までの3件であります。

お諮りします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付しております付託表のとおり、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号を産業厚生常任委員会に付託いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時36分）